

自治体のマンホールカード制作に係る助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 一般財団法人都市技術センター（以下、「センター」という。）は、定款第4条（1）に定める下水道に関する啓発、宣伝普及事業の一環として、下水道広報プラットフォーム（以下、「GKP」という。）が実施するマンホールカードによる下水道のPR事業に賛同してカードを制作・購入しようとする自治体に対して、助成金交付による支援を行うこととし、この要綱を定める。

(助成対象範囲)

第2条 助成金の交付対象は、大阪府及び大阪府内の市町村、その他理事長が認めた自治体（以下、「自治体」という。）とし、自治体がGKPの企画するマンホールカードを制作・購入する際に要する費用とする。

(助成金の額)

第3条 1自治体につき、GKPの企画するマンホールカード1ロット分（2,000枚）の制作購入に係る費用を上限とする。

(助成金交付手続)

第4条 助成金交付手続は次によるものとする。

- 一 自治体は、助成金の交付を受けようとするときは、マンホールカード助成金交付申請書とともにマンホールカード発注書（写し）をセンターに提出する。
- 二 センターは、自治体から提出のあった助成金交付申請書について審査し、助成金交付の決定をしたときは、当該自治体に対して交付を決定した旨を通知する。
- 三 自治体は制作に係る調整をGKPと行ったのち、マンホールカード納品の際に送付される請求書（写し）を添付した助成金請求書をセンターに提出する。
- 四 センターは、自治体から提出のあった助成金請求書に基づき、所定の支払先に助成金額を支払うものとする。

(その他)

第5条 作成したマンホールカードの一部をセンターが留保し、各種イベント等で展示する。

(附 則)

この要綱は平成28年6月24日から施行する